

## 軽自動車ユーザーの方々に定期点検整備を促す案内ハガキを初めて送付します。

〔自動車点検整備推進運動の一環として、自動車を安全に使用いただく上で、軽自動車ユーザーの方々にハガキを送付します。〕

国土交通省及び軽自動車検査協会は、今般、軽自動車の定期点検整備を確実に実施していただき自動車を安全に使用していただくため、車検の前に定期点検整備を行ったことが確認できなかった軽自動車ユーザーの方々に對して、次のとおりハガキを送付することとします。

このハガキの送付は、これまで、普通乗用車等については、平成8年より実施してきていましたが、今般、平成24年度自動車点検整備推進運動（9月～10月）の一環として、軽自動車についても本年から新たに実施するものです。

### 1. 定期点検整備の確実な実施

自動車は道路運送車両法により、定期点検整備の実施が義務づけられています。軽自動車検査協会では、継続検査の際に定期点検整備の実施状況を確認していますが、定期点検整備を行う時期については、継続検査の後に行うことでもよいことから、継続検査を受検した時点では定期点検整備が実施されていない車両もあります。

このため、前検査で継続検査を行った軽自動車ユーザーに対し、検査後の確実な定期点検整備を実施するよう啓発ハガキを送付することとします。



《啓発ハガキの一部》

### 2. 啓発ハガキを送付する対象自動車

定期点検整備の実施を促す啓発ハガキを送付する車両は、平成24年9月及び10月に、全国の軽自動車検査協会において継続検査を受検した自動車のうち、検査の際に提示された点検整備記録簿から、定期点検整備の実施が確認できなかった自動車を対象とします。

<問い合わせ先>

国土交通省自動車局整備課 中川・島

TEL:03-5253-8111(代表) (内線:42415) 03-5253-8599(直通) FAX:03-5253-1639

軽自動車検査協会業務部 大森・岩崎

TEL:03-5324-6613(直通) FAX:03-5324-6621